

ひょうご女性スポーツの会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「ひょうご女性スポーツの会」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、構成する女性スポーツ団体（以下、団体という。）相互の親睦と情報交換により、各団体における活動の充実を図るとともに、女性スポーツの活性化に向けた各種スポーツイベント等の企画を通じて、兵庫県の女性スポーツの更なる振興に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 団体間の連絡調整及び情報の交換・提供
- (2) 女性スポーツの推進に関すること
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 委員
 - (4) 監事
- 2 会長は、任期を2年とし、各委員の中から推薦のあった「女性スポーツの推進において顕著な功績を有する者」の中から、本会において調整の上、選考することとする。

[内規]

「女性スポーツの推進において顕著な功績を有する者」とは、加盟団体・会員にとらわれず、女性の地位向上に寄与した、または、活躍中の、知名度が高く、本会のシンボリックな存在となり得る者を指す。

- 3 副会長は、株式会社神戸新聞社代表取締役社長、兵庫県県民生活部長、幹事会が推薦した者をもって充てる。
- 4 委員は、加盟団体の代表者をもってあてる。ただし、任期は1年とし、再任は妨げない。（別表1）
- 5 監事は、兵庫県県民生活部総務課長、（公財）兵庫県スポーツ協会監事をもって充てる。

(顧問及び参与)

第5条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、事業の執行状況及び本会の会計について監査し、必要があるときは会長に意見を述べるができる。
- 4 顧問は、本会の諮問に応じ、参与は、本会に対し、必要に応じ助言を行う。

(会議)

- 第7条 本会の会議（以下「総会」という。）は、第4条に掲げる委員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 3 総会は、次に掲げる事項について審議・決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会則の改廃
 - (4) その他、本会の運営に関する重要なこと
 - 4 監事は、議決に加わる権利を有しない。
 - 5 総会の議事は、出席委員（監事を除く。）の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 6 委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
 - 7 前項の規定により代理人を出席させようとするときは、委員は、会議が開かれる前に委任状を会長に提出しなければならない。
 - 8 会長が必要と認めたときは、総会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専決処分)

- 第8条 会長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(報酬等)

- 第9条 会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）の報酬は、無給とする。
- 2 委員等が、本会の職務を行うために総会に出席し、又は旅行したときは旅費を支給する。
 - 3 前項の旅費の額は、「職員等の旅費に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第44号）及び「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第24号）の規定の例により支給する。

(入会・退会)

- 第10条 本会へ入会しようとする団体は、加盟申請書（様式1）を会長に提出しなければならない。
- 2 本会を退会しようとする団体は、その理由を付記した退会届（様式2）を会長に提出しなければならない。
 - 3 会長は、第1項あるいは第2項の申請を受けたときは、第7条第3項（4）の規定により、総会において承認を得なければならない。

(会費)

- 第11条 本会の年会費は2万円とする。

第2章 幹事会

(設置)

- 第12条 本会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
 - 3 幹事長は、兵庫県県民生活部文化スポーツ局長をもって充てる。
 - 4 副幹事長は、幹事長が指名した者をもって充てる。
 - 5 幹事は、加盟団体から推薦のあったものをもってあてる。ただし、任期は1年とし、

再任は妨げない。(別表2)。

- 6 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 報酬等については、第9条の規定を準用する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

- 2 幹事会は、次の事項を協議する。
 - (1) 本会に附議すべき事項に関すること。
 - (2) 本会から委任された事項に関すること。
 - (3) その他会長が必要と認めた事項。
- 3 幹事会の議事は、第7条第5項の規定を準用する。

第3章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の経費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第16条 本会の事業計画及び収支予算については、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第17条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補則

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、2018(平成30)年12月15日から施行する。
- 2 令和4年4月1日、一部改正。
第4条5 監事である「(公財)兵庫県体育協会監事」を「(公財)兵庫県スポーツ協会監事」に修正。
- 3 令和5年4月1日、一部改正。
第4条3 副会長である「兵庫県教育長」を「兵庫県県民生活部長」に変更。
第4条5 監事である「兵庫県教育委員会事務局財務課長」を「兵庫県県民生活部総務課長」に変更。

第10条3 幹事長である「兵庫県教育委員会事務局教育次長」を「兵庫県県民生活部次長」に変更。

第12条 事務局である「兵庫県教育委員会事務局スポーツ振興課」を「兵庫県県民生活部スポーツ振興課」に変更。

4 令和6年6月22日、一部改正。

第4条4 一部修正（任期を明記）。

第9条の次に次の二条を加える。

（入会・退会）

第10条 本会へ入会しようとする団体は、加盟申請書（様式1）を会長に提出しなければならない。

2 本会を退会しようとする団体は、その理由を付記した退会届（様式2）を会長に提出しなければならない。

3 会長は、第1項あるいは第2項の申請を受けたときは、第7条第3項（4）の規定により、総会において承認を得なければならない。

（会費）

第11条 本会の年会費は2万円とする。

第10条を第12条とし、第11条から第17条を2条ずつ繰り下げる。

第13条5 一部修正（任期を明記）。

5 令和7年4月1日、一部改正。

第12条3 「兵庫県県民生活部次長」を「兵庫県県民生活部文化スポーツ局長」に変更。

第14条 「兵庫県県民生活部スポーツ振興課」を「兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課」に変更。